

定期監査（学校等）結果の概要（11月～1月実施）

1 監査対象学校（園）

西中学校、西小学校、西幼稚園

上小学校、上幼稚園

堀川小学校、ほりかわ幼稚園

2 実施期間

平成30年11月1日から平成31年1月28日まで

3 監査の場所

監査事務局及び監査対象学校（園）

4 監査の対象

監査対象学校（園）の所管に係る平成30年4月1日から9月30日までに執行されたものを対象とした。

5 監査の結果

- (1) 伝票処理に関しては、適正に行われていた。
- (2) 契約事務に関しては、適正に行われていた。
- (3) 備品管理に関しては、適正に行われていた。
- (4) 施設の管理に関しては、適正に行われていた。
- (5) 交際費の支出に関しては、適正に行われていた。

6 監査の着眼点及び方法

着眼点（5項目）を定め、各中学校、小学校及び幼稚園から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり調査を実施した。

- (1) 伝票処理が適正に行われているかに関しては、伝票の内容を確認した。
- (2) 契約事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、契約内容を確認した。
- (3) 備品管理が適正に行われているかに関しては、備品の管理状況を確認した。
- (4) 施設の管理が適正に行われているかに関しては、施設の管理状況を確認した。
- (5) 交際費の支出が適正に行われているかに関しては、交際費の内容及び領収書等を確認した。

7 その他主な意見

各小・中学校及び幼稚園のうち1つの学校（園）では、給食費、教材費、修学旅行積立金等のいわゆる私費会計において、出納簿による会計処理がなされていない。また、監査を実施した全ての学校（園）において、私費会計の取扱いに関する基準が明文化されていない。保護者からの徴収金は、教育目的達

成のため、学校（園）が管理する預り金であり、学校（園）はその会計処理に当たり、公費会計同様、適正に処理されるべきものである。したがって、保護者からの徴収金等の私費会計の取扱いについて、会計処理、出納簿記載等について、適正な処理方法を定めた基準の整備を検討するよう要望する。

施設管理においては、上小学校及び上幼稚園近隣でイノシシ等獣類の出没が多数確認されていることから、校（園）庭への獣類侵入防止のため、柵等の設置を早急に対応するよう要望する。